

2023年（令和5年）8月1日

〒162-0814
東京都新宿区新小川町5-5
株式会社アガルート
代表取締役 岩崎 北斗 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 鈴木 尉久
〒650-0011



神戸市中央区下山手通5丁目7番11号
兵庫県母子会館2階C
TEL 078-361-7201
FAX 078-361-7205
URL : <https://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 友久法律事務所 弁護士 友久 康弘
電話 079-281-0874 FAX 079-281-0877

申 入 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体です。

さて、貴社の2023年（令和5年）5月30日付「ご連絡」を拝受いたしました。当法人が2023年（令和5年）3月27日付「申入書」において要請した事項について、ご検討、ご対応くださったことに謝意を表します。

ただ、上記「ご連絡」によると、貴社において、アガルートアカデミーの司法試験対策講座に関するホームページ広告について、「令和4年合格者636名！！」「合格者占有率45.3%」との記載を知りうる範囲にて削除されたとのことでしたが、当法人にて確認したところ、2023年（令和5年）7月7日現在で、上記ホームページの「司法試験・予備試験・法科大学院入試対策講座」のページ内の、①上部の表示が切り替わる画像広告の3頁目に、「司法試験合格者占有率45.3%」、②同ページを下部にスクロールして中央付近の「合格実績」の部分の画像の下に「令和4年度の司法試験合格者

占有率1,403名中636名！」といった、上記と同趣旨の記載が残っておりましたので、対策をお願いいたします。

また今般、当法人は、貴社に対し、貴社が運営するアガルートアカデミーのホームページ広告の司法試験等対策講座以外の部分について、本申入書記載のとおり、申し入れます。

つきましては、本申入れに対する貴社のご回答を本書到達から30日以内に文書にて当法人事務所までご送付いただきますようお願いいたします。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

行政書士試験講座、宅建試験講座、マンション管理士試験・管理業務主任者試験対策講座、賃貸不動産経営管理士試験講座、土地家屋調査士試験講座・測量士補試験講座、測量士試験講座、社会保険労務士試験講座の各広告における令和4年度試験合格者および合格率の表示について、注意書きとして、「※ 受講生の受験の事実および合否結果の確認は、当社が受講生に行ったアンケートに対する自己申告による回答にもとづくものです」との記載を追加する。

第2 申入れの理由

1 貴社が運営するアガルートアカデミーのホームページにおける上記各試験講座の広告には、「合格者●●名」「合格率▲▲%」という記載がなされています。

また、行政書士試験講座については、初受験者と複数回受験者の合格率が表示されています。

これらの記載について、当法人が貴社に対し、2022年（令和4年）6月14日付質問書（以下「質問書」といいます。）にて、「『合格者数』はどのように算出していますか」「受験者の受験回数が初回か複数回かはどのように判断していますか」と質問したところ、貴社は、2022年7月6日付回答書（以下「回答書1」といいます。）にて、いずれについても「アンケートに対する自己申告です。」と回答されました。

2 さらに、当法人が貴社に対し、2022年（令和4年）10月18日付再質問書（以下「再質問書」といいます。）にて、「貴社は、アンケートにおける受講生の自己申告による回答をもとに合格率等を算出し、広告に表示するなどしているとのことですが、その過程で、受講生の合格の事実確認等を行われていないとの認識で間

違いはないでしょうか」と質問したところ、貴社は、2022年（令和4年11月22日付回答書（以下「回答書2」といいます。）にて、「ご指摘の通りです。」と回答されました。

- 3 貴社の上記1の広告を一見すると、あたかも、令和4年度に実施された各試験において、アガルートアカデミーの各試験講座の受講生全体のうち●●名が当該試験に合格し、受講生全体の▲▲%が合格したことが客観的な事実であるかのように受け取られる表示となっており、客観的事実とアンケートに対する自己申告による回答との間で不可避的に一定程度生じる齟齬を無視した、一般消費者において誤解を招く恐れのある表現であると言わざるを得ません。
- 4 したがって、当法人は、貴社に対し、申入れの趣旨のとおり、申入れを行いますので、適切にご対応をお願いいたします。

以上